平成２６年（フ）第２９０号
福井県吉田郡永平寺町松岡樫第12号１番地３、旧住所福井市下江守町第54号２番地87
債務者　菅原　麻紀（旧姓古木）
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３７号
高知県須崎市中町１丁目６番25号、前住所高知県須崎市妙見町４番９号　横山アパート
債務者　黒石　文雄
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第１０１号
福岡県飯塚市筑穂元吉801番地
債務者　藤松　正秋
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第３３５号
大分市富士見が丘西２丁目１番９号
債務者　毛利美恵子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５１６号
千葉県松戸市河原塚360番地の１　ハイツカワヒロ１－２号
債務者　鈴木　理恵
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５２８号
千葉県柏市亀甲台町１丁目６番２号　コーポ染谷201号
債務者　北村　昭一
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５２９号
千葉県柏市亀甲台町１丁目６番２号　コーポ染谷201号
債務者　鈴木　温子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５６号
兵庫県南あわじ市市青木81番地７　コーポオアシス
債務者　大谷　満子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第８２８号
神戸市東灘区住吉宮町２丁目17番21―204号
債務者　坂井　正博
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８３８号
神戸市垂水区多聞台３丁目18番31―103号
債務者　谷崎美由紀
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０５号
千葉県袖ケ浦市今井１丁目１番地３
債務者　渡邉　正俊
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１７６３号
名古屋市港区七反野１丁目809番地　ファミール横井103号
債務者　長浦　光雄
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８７６号
愛知県愛知郡東郷町三ツ池３丁目５番地１　ｇｒａｃｅ105号
債務者　新田　美奈
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０２号
北海道帯広市西13条南40丁目２番５号　タウンハウスジョイ２―Ｅ号室
債務者　竹中　信正
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２５１号
青森市大字筒井字八ツ橋157番地67　プレストン102号
債務者　小笠原　剛
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７１号
青森県五所川原市大字藻川字中島75番地５
債務者　竹谷　知真
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
青森県北津軽郡鶴田町大字境字宮内52番地４
債務者　須郷　愛子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係